

青森・岩手県境不法投棄原状回復 不法投棄廃棄物の分別（岩手側）

青森・岩手両県に跨る国内最大規模の不法投棄事案（両県で100万³m³超）において、当社は、岩手県側にて選別処理プラントの設置と一部区域の廃棄物の掘削・選別処理を実施しました（2014年に全量撤去完了）。

原状回復の概要

① 基本理念

- ◆ 不法投棄廃棄物の**全量撤去**
- ◆ 汚染土壌は除去により**環境基準に適合**
- ◆ **早期全量撤去**が最大の汚染拡散防止と位置付け
- ◆ **適切な汚染拡散防止措置**の実施

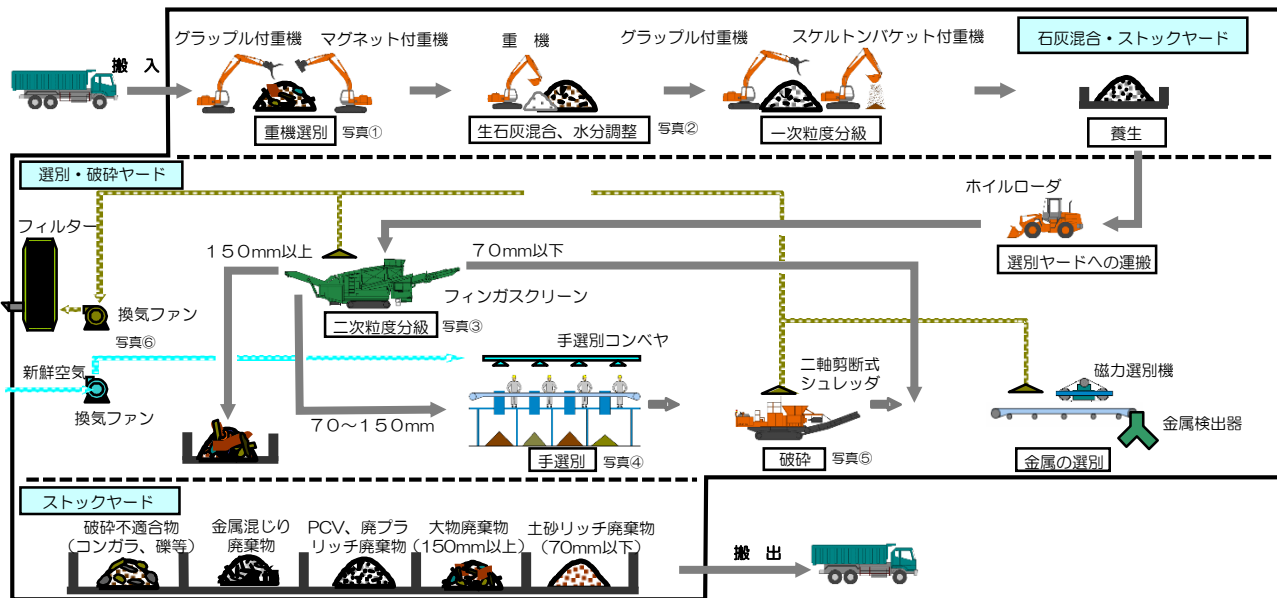
② 不法投棄廃棄物推定量（岩手側）

種別	数量(トン)	
特定産業廃棄物	有害産業廃棄物	129,200
	その他の廃棄物	58,800
	計	188,000
特定産業廃棄物に起因して汚染されている土壌	有害土壌	28,300
	その他の土壌	55,500
	計	83,800

※最終的に岩手県側で358, 131トンの廃棄物を処分



廃棄物の選別工程のシステムフロー



①重機選別（一次選別）
大物廃棄物や大物磁性金属を除去



②生石灰混合処理（前処理）
高含水廃棄物は含水調整



③機械選別（二次選別）
廃棄物を3サイズに自動選別



④手選別
塩ビ・廃プラ類、破砕不適合物を除去



⑤破砕
手選別された廃棄物を70mm以下に破砕



選別建屋内は、必要箇所へ給排気を行なう「第一種換気方式」を採用

2021
150

おかげさまで、私たち鴻池組は
2021年で創業150周年

まじめに、まっすぐ
KONOIKE

(株)鴻池組 環境エンジニアリング本部

大阪 TEL 06-6245-6589

東京 TEL 03-5201-7920

<https://www.konoike.co.jp/request/index.php>